

# 一般社団法人 埼玉県薬剤師会代議員選挙規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第14条に定める代議員選挙に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (選挙区)

第2条 代議員選挙は、選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区は、原則として地域薬剤師会をもとに区分して定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、正会員のうち地域薬剤師会に属さず本会に直接入会している会員については、当該会員全員で一つの選挙区(以下「直接選挙区」という。)を構成するものとする。

### (定数)

第3条 前条の各選挙区の代議員の数は、代議員選挙の前年の10月末日を基準日として、地域薬剤師会及び直接選挙区に属する正会員数をそれぞれ50名で除した数とする。1名未満の端数が生じたときは、小数点以下第1位を切り上げる。ただし各選挙区の代議員は最低1名とする。

2 定款第15条第2項の規定により、代議員が代議員会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事又は監事解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、前項の選挙区に属する代議員の数に含めないものとする。ただし当該代議員が代議員として再選されたときはこの限りでない。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員会の設置)

第4条 代議員選挙の事務を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は委員5名をもって組織する。

3 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

5 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。

6 選挙管理委員会の委員が欠けたときに備え、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員は第3項に準じて委嘱する。

- 7 選挙管理委員会の委員の任期は2年とし、委嘱された年の4月1日を任期の始期とする。補欠の委員の任期及び始期も同様とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 9 選挙管理委員会の委員は、定款第13条に定める代議員及び定款第27条に定める役員を兼ねることはできない。また委員在任中において、定款第14条第3項に定める代議員選挙の立候補者となる場合は、自動的に委員の資格を喪失するものとする。補欠委員も同様とする。

(委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

### 第3章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第6条 会長は、理事会の決議に基づき、正会員に対し代議員の選挙及び選挙期日を告示(様式第1号)する。

- 2 前項の告示は、代議員選挙の90日前までに発行する本会雑誌及びホームページにより、これを行う。ただし緊急を要する場合は、理事会の決議により別の方法で行うことができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第7条 代議員選挙の選挙人は正会員とする。ただし選挙期日の90日前までに、入会の承認を受けた会員でなければならない。

- 2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。
- 3 選挙管理委員会は選挙人名簿を作成し本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

### 第4章 立候補の届出

(被選挙人の資格及び立候補の届出)

第8条 代議員選挙の被選挙人は、立候補締切日に正会員として在籍している者とする。

- 2 代議員選挙に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、選挙期日の60日前までに、所定の立候補届（様式第2号）に推薦人の推薦状（様式第3号）を添えて、その属する地域薬剤師会を通じて選挙管理委員会に提出しなければならない。直接選挙区については選挙管理委員会に直接提出するものとするものとする。
- 3 前項の立候補届の受付は、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間で、本会の事務所において行う。
- 4 郵送による立候補の受付は、締切日までに本会の事務所に到着したものを有効とする。
- 5 地域薬剤師会は、前項の立候補届及び推薦状（以下「届出書類」という。）を受領したときは、速やかに当該届出書類を選挙管理委員会に送付しなければならない。
- 6 選挙管理委員会は立候補の届出を受けたとき及び地域薬剤師会から届出書類を受領したときは、速やかにその内容を確認し、不備がないと認められた場合は立候補者及びその属する地域薬剤師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。
- 7 選挙管理委員会は、立候補の届出の締切り後、速やかに選挙管理委員会を開催し、くじ引きにより立候補者一覧表の記載順を定めた後、立候補者氏名及び所属する地域薬剤師会などの名称を記した選挙区ごとの一覧表を作成し、立候補及び地域薬剤師会の代表者に通知するとともに、ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。なお届出締切日以前において、届出状況は非公開とする。

#### （立候補の辞退）

第9条 立候補者は、選挙期日の前日までに所定の立候補辞退届（様式第4号）を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、選挙期日の前日までに本会の事務所に到着したものをもちて有効とする。

#### （選挙における正会員の責務）

第10条 代議員選挙を行うにあたっては、立候補者及びその他の正会員は本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

## 第5章 選挙

### （選挙の方法）

第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。

3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日の消印までを有効とする。代議員選挙の期日の翌日以降の消印は無効とする。

(投票の方法)

第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者のうちから所定の定数以内の者を郵便投票により選任する。ただし行使することができる選挙権は、一人の候補者につき一票のみとし、累積投票は行わない。

2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区ごとに整理保管し管理する。

3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。

4 前条の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

5 選挙区ごとの立候補者が定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまで選任する。

(開票立会人)

第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票立会人3名以内を指名し、開票に立ち合わせることができる。ただし立候補者は開票立会人になることはできない。

2 開票立会人は、次の各号の事項を行う。

(1)開票事務の執行に立会い、開票が公正に行われるよう監視すること

(2)開票手続きに立会い、投票の効力決定の際に意見陳述をすること

(開票管理人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票管理人3名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし立候補者及び開票立会人は、開票管理人になることはできない。

2 開票管理者は、次の各号の事項を行う。

(1)開票に関する事務を行うこと

(2)投票の点検、投票の効力の決定、開票結果の報告、開票録の作成及び開票時の秩序維持を行うこと

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

(1)正規の投票用紙を用いないもの又は所定の記載方法によらないもの

(2)選挙区ごとの定数を超えて記載したもの

(3)前各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて有効・無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

2 選挙管理委員会は、選挙区ごとの投票総数を確認し有効投票を確定する。

3 無効投票の判定は、前条にもとづき選挙管理委員会の委員長が行う。

4 開票管理人は、選挙区ごとの開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録にもとづき、選挙区ごとの当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の通知)

第18条 会長は、前条の報告にもとづき選挙結果を地域薬剤師会の代表者及び立候補者に書面(様式第5号)をもって通知する。

2 会長は正会員に対し、前項の選挙結果を本会雑誌及びホームページに掲載して報告する。

(選挙録の作成及び保存)

第19条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長は、これを選挙の期日から5年間保存しなければならない。

(補欠代議員の選挙)

第20条 定款第16条に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。

## 第6章 補則

(規程の変更)

第21条 この規程は、代議員会の決議によって変更することができる。

## 附 則

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日までは、本規程中「一般社団法人埼玉県薬剤師会」とあるのは「社団法人埼玉県薬剤師会」と「定款第〇条」とあるのは「社団法人埼玉県薬剤師会定款」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年6月14日から施行する。

様式第 1 号

一般社団法人 埼玉県薬剤師会代議員選挙の告示

令和〇年〇月〇日

正会員各位

一般社団法人 埼玉県薬剤師会  
会長 ○ ○ ○ ○

代議員選挙を下記により告示します。各位の積極的な立候補をお願いいたします。

なお、投票の方法は一般社団法人埼玉県薬剤師会から正会員あてに郵送する投票用紙に記入し、投票（返送）していただきます。

記

1 代議員任期

今回選出の代議員の任期は、代議員選挙後最初の4月1日から2年間とする。

2 立候補資格

立候補締切日において、一般社団法人埼玉県薬剤師会の正会員として在籍していること。

3 立候補の届出

令和〇年〇月〇日までに、所定の「代議員立候補届」及び「候補者推薦状」を所属する地域薬剤師会に提出する。ただし直接選挙区の立候補者は、選挙管理委員会に直接提出する。

4 立候補の辞退

令和〇年〇月〇日までに、所定の「立候補辞退届」を選挙管理委員会あて提出する。





## 6 選挙の予定表

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 立候補の受付期間  | 令和〇年〇月〇日～〇月〇日 |
| (2) 立候補の締切日   | 令和〇年〇月〇日      |
| (3) 立候補者の告示日  | 令和〇年〇月〇日      |
| (4) 投票（郵送）日   | 令和〇年〇月〇日      |
| (5) 立候補辞退の締切日 | 令和〇年〇月〇日      |
| (6) 開票（選挙期日）日 | 令和〇年〇月〇日      |
| (7) 当選者の告示日   | 令和〇年〇月〇日      |

## 7 立候補届出書等

本会ホームページからダウンロードして下さい。

- |             |       |
|-------------|-------|
| (1) 代議員立候補届 | 様式第2号 |
| (2) 候補者推薦状  | 様式第3号 |
| (3) 立候補辞退届  | 様式第4号 |
| (4) 定款      |       |
| (5) 代議員選挙規程 |       |

## 8 問い合わせ

住所 〒330-0062  
さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号  
埼玉県県民健康センター4階

電話 048-827-0060

F a x 048-827-0063

様式第2号

## 代議員立候補届

私は、 年 月 日に実施する埼玉県薬剤師会代議員選挙において  
代議員候補者として立候補いたします。ここに候補者推薦状を添えて届け出ま  
す。

令和 年 月 日

一般社団法人 埼玉県薬剤師会  
選挙管理委員会委員長 様

立候補者（自署）

氏名 印

住所 〒

添付書類 候補者推薦状

様式第3号

候補者氏名

## 候補者推薦状

上記の者を 年 月 日に実施する埼玉県薬剤師会代議員選挙において代議員候補者として推薦いたします。

令和 年 月 日

一般社団法人 埼玉県薬剤師会  
選挙管理委員会委員長 様

### 推薦人

氏名

住所

印

印

印

様式第4号

## 立候補辞退届

私は、 年 月 日に実施する埼玉県薬剤師会代議員選挙において代議員候補者として立候補届を提出しましたが、都合により辞退いたします。

令和 年 月 日

一般社団法人 埼玉県薬剤師会  
選挙管理委員会委員長 様

立候補者（自署）

氏 名 印

住 所

様式第5号

# 当 選 証 書

住 所

氏 名

あなたは、令和 年 月 日執行の一般社団法人埼玉県薬剤師会の代議員選挙において、一般社団法人埼玉県薬剤師会代議員に当選したので、これを証するためここに当選証書を付与します。

令和 年 月 日

一般社団法人 埼玉県薬剤師会

選挙管理委員会委員長

印